

組 合 員 新 規 加 入 手 続 き(個人)

加入資格：建設業に従事している事、個人事業所で各種職種組合の組合員である事。
65歳未満で志太榛原地区内に住所がある事

注意事項：① 当国保組合は、2～3年に一度、組合員資格の再確認を行い、加入時に提出して頂いた書類を直近のもので提出をお願いしております。

また、国からの指導により所得調査も行います。

② 建産国保は任意でご加入頂く為、保険料の滞納・延滞は認められません。
組合の規約に反する場合は、継続してご加入頂く事が出来ません。

◆◇ 手続きに必要なもの ◇◆ 個人

○ 加入申込書

住所・氏名・生年月日・電話番号・職種・事業所住所等を記入し捺印する。

○ 住 民 票—— 3か月以内のもの

世帯全員の住民票(マイナンバーが入っているもの、世帯主・続柄・本籍・筆頭者が記載されているもの) 省略のあるものは受け付け出来ません。

○ 健康診断書

組合員になる方のみ、かかりつけ医で簡単な健康診断を受けてください。

○ 誓 約 書

加入申込者が誓約書各事項をご覧の上署名捺印し、所属組合理事または保険料集金の係の方に「連帯責任者」欄に記入をして頂いて下さい。

○ 職種の確認できるもの

【個人事業主】—— 現在建設業に従事している事

- ・ 直近の所得税確定申告書の写し(第一表のコピーと第二表のコピー)職種が記載されている物
- ・ 所得税青色申告書決算書の一頁目のコピーと二頁目のコピー
- ・ 個人事業の開業と届けのコピー

【個人事業所従業員】—— すでに個人事業所に雇用されている方

- ・ 源泉徴収票コピー または 直近の給与明細書コピー
- ・ 雇用保険写し(雇用保険被保険者資格等確認通知書コピー・雇用保険証コピー)
- ・ 雇用証明書

○ 現在加入中の医療保険確認 —— 同一世帯員全員

○ 現在の保険証の写し —— 同一世帯員全員

○ 脱退連絡票(個人及び法人の従業員だった方、健保等加入者)

○ 家族に学生又は施設入所者がいる場合はその証明書

住民票の住所が組合員と異なるとき

○ 70歳以上74歳以下の家族がいる場合

70歳以上の家族の「高齢受給者証」コピー又は「直近の市県民税所得課税証明書」

○ 加入金 ￥4,000 を加入時にお支払いください。

○ 保険料、組合費 月の途中から加入する場合は、その月の保険料と組合費